

海老名市工事成績評定採点基準

(趣旨)

第1条 この基準は、海老名市工事成績評定要領に基づき実施する工事成績評定の採点に関し、必要な事項を定める。

(評定の方法)

第2条 評定者は、工事成績採点表の「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」(以下「審査項目別運用表」という。)に基づき採点するものとする。

- 2 1件の契約に、土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事その他の複数の工種が含まれる場合は、主たる工種で採点するものとする。
- 3 1件の契約で、監督員及び検査員が複数任命又は委託された場合は、評定者相互で協議のうえ採点するものとする。

(監督員の評定内容)

第3条 監督員は、「施工体制」、「施工状況」、「出来形」、「高度技術」及び「創意工夫」について、審査項目運用表により採点するものとする。

- 2 「高度技術」及び「創意工夫」は、当該工事における実施状況を考慮し、工事担当課長等と協議のうえ行うものとする。
- 3 1件の契約に複数の工種が含まれる場合は、主たる工種で採点するものとする。

(担当係長の評定内容)

第4条 担当係長は、「施工状況」、「社会性等」及び「法令等の遵守」について、審査項目別運用表により採点するものとする。

- 2 法令等の遵守は、当該工事の施工に関し工事関係者の法令等の履行について採点するものとする。
- 3 本審査項目は、工事完了後において該当する事実が判明した場合も評定の対象とするものとする。

(検査員の評定内容)

第5条 検査員は、「施工状況」及び「出来形及び出来ばえ」について、審査項目別運用表により採点するものとする。

- 2 1件の契約で複数の工種が含まれる場合は、主たる工種で採点するものとする。

(評定点の算定方法)

第6条 評定点の算定は、次のとおりとする。

- (1) 各評定者が、審査項目の細別ごとに加減点を算出し、その合計に標準点65点を加えたものを評定者の評定点とする。
- (2) 当該工事の評定点合計は、「法令等の遵守」を除いた各評定者の評定点に、工事成績

績採点表に示す各評定者の配分率を乗じて求めた点数の合計から、「法令等の遵守」の評点を減じた点数とし、小数点以下第1位を四捨五入により、整数で表示するものとする。

(総合評価のランク)

第7条 工事成績評定のランクは、次のとおりとする。

ランク	評定点の標準値	総合評価の標準
A	80点以上	他の工事の模範となる優秀な工事
B	75点以上 80点未満	標準的工事の中で優秀なもの
C	65点以上 75点未満	標準的な工事
D	60点以上 65点未満	今後改善すべき事項がある工事
E	50点以上 60点未満	改善すべき事項が多い工事
F	50点未満	改善すべき事項が著しく多い工事

(基準評価未満工事)

第8条 評定点が65点未満の工事を基準評価未満工事とする。

- 2 基準評価未満工事となった場合、検査結果通知書とは別に、基準評価未満工事報告書を工事担当課に、警告書を請負者に通知するものとする。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。